

長崎県議会と長崎県立大学との包括連携に関する協定書（案）

長崎県議会（以下「甲」という。）と長崎県立大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、二代表制の一翼を担い、県民の代表として県政の意思決定を行う甲と、学術の中心として知的資源が集積する乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、様々な地域課題に的確に対応するとともに、魅力ある地域づくりや地域における高度な識見を有する人材の育成に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について相互に連携し協力するものとする。

- （1）甲の政策形成及び調査・研究に関すること。
- （2）乙の人材育成及び教育・研究の充実に関すること。
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（経費の負担）

第3条 第2条に掲げる事項の実施に要する経費の負担については、個別事業ごとに甲と乙が協議の上、定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 この協定は、協定締結の日から発効し、甲乙のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

(疑義の処理)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年3月 日

甲 長崎県議会 議長

乙 長崎県立大学 学長
